

埼玉県警察高齢者講習相談員運用要領

平成29年 3 月30日

免 第 1 2 5 8 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察高齢者講習相談員運用要領の制定について（通達）

運転免許更新時における高齢者講習の受講予約の円滑化に資するため、別添のとおり埼玉県警察高齢者講習相談員運用要領を制定し、平成29年 4 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察高齢運転者支援員運用要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察高齢運転者支援員（以下「支援員」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 支援員の勤務

- 1 支援員の勤務場所は、交通部運転免許本部運転免許課とする。
- 2 支援員の勤務日等は、会計年度任用職員の任用等に関する訓令（令和2年埼玉県警察本部訓令第11号）第9条に定めるところによる。

第3 支援員の職務

支援員は、交通部運転免許本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 認知機能検査の予約（臨時認知機能検査を含む。）
- (2) 公安委員会が直接実施する高齢者講習の予約（臨時高齢者講習を含む。）
- (3) 高齢者講習受講希望者からの電話による問合せの対応
- (4) 自動車教習所に対する高齢者講習空き状況の確認
- (5) 高齢者講習受講希望者への予約可能な自動車教習所の案内又は高齢者講習の仮予約
- (6) その他高齢者講習に係る事務

第4 支援員の遵守事項

支援員は、勤務に当たり次に掲げる事項を順守すること。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (2) 支援員の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (3) 勤務時間及び職務上の注意力の全てを、その職務遂行のために用いること。
- (4) 交通部運転免許本部運転免許課員と緊密に連携すること。
- (5) 言語態度に注意し、適切な相談に努めること。
- (6) 運転免許課長に対する適正な報告及び連絡に努めること。

第5 支援員への教養の実施

運転免許課長は、支援員に対し、必要な知識及び技術を習得させるための教養を実施するものとする。

第6 報告

- 1 支援員は、相談の実施結果を高齢者講習相談実施結果報告書（日報）（別記様式第1号）により、運転免許課長に報告するものとする。
- 2 支援員は、毎月の相談実績を高齢者講習相談実施結果報告書（月報）（別記様式第2号）により、翌月5日までに運転免許課長に報告するものとする。

実施日

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月29日免第1030号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（令和2年3月31日務第735号）

この通達は、令和2年4月1日から実施する。

【様式別表省略】